

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて
(南島原市税条例の一部を改正する条例について)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 6 日提出

南島原市長 松 本 政 博

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、南
島原市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

南島原市長 松 本 政 博

南島原市税条例の一部を改正する条例

南島原市税条例（平成18年南島原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」を「第98条第1項」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「（という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号ケ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次

の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1

日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南島原市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(南島原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 南島原市税条例の一部を改正する条例（平成26年南島原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

南島原市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧	解説
(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書に	(納税証明事項) 第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞	【第18条の3の条文の内容】 納税証明事項について定めたもの。 【第18条の3の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。 【第19条の条文の内容】 市税を納期限後に納付し、又は納入する場合の納入手続及び延滞金の納付又は納入について定めたもの。 【第19条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、引用条項を削除するもの。

よって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第34条の9において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略) (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用	金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第81条の6第1項</u>の申告書、<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第81条の6第1項</u>の申告書、<u>第98条第1項</u>若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略) (寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用	【第33条の条文の内容】 所得割の課税標準の算定方法について定めたもの。 【第33条の改正内容】 特定大口株主配当等が住民税の特別徴収の対象となるが、引き続き総合課税の対象となるため、特定配当等から除外するもの。 【第34条の7条文の内容】 寄附金税額控除について指定したもの。 【第34条の7改正内容】 「公益信託ニ関スル法律」の全部改正に伴い、引用法を整理するもの。
--	---	---

した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭 ア〜ク (略) ケ 所得税法第78条第3項に掲げる金銭のうち、<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条の規定により長崎県知事又は長崎県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> コ (略) (2) (略) 2 (略) (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> <u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>	した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭 ア〜ク (略) ケ 所得税法第78条第3項に掲げる金銭のうち、<u>公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により長崎県知事又は長崎県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> コ (略) (2) (略) 2 (略) (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」とい</u>	【第80条の条文の内容】 軽自動車税の課税客体及び納税義務者について定めたもの。 【第80条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、字句を整理するもの。 【第81条の条文の内容】 軽自動車税のみなす課税について定めたもの。 【第81条の改正内容】
---	--	--

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	<u>う。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> 4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u> <u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課す</u>	軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、字句を整理するもの。 【第81条の3の条文の内容】 環境性能割の課税標準について定めたもの。 【第81条の3の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。 【第81条の4の条文の内容】
--	--	---

	<u>る環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指</u>	環境性能割の税率について定めたもの。 【第81条の4の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。 【第81条の5の条文の内容】 環境性能割の徴収の方法について定めたもの。 【第81条の5の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。 【第81条の6の条文の内容】 環境性能割の申告納付について定めたもの。 【第81条の6の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。 【第81条の7の条文の内容】 環境性能割の不申告等に関する過料について定めたもの。 【第81条の7の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。
--	---	--

(<u>軽自動車税の税率</u>) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (<u>軽自動車税の賦課期日及び納期</u>) 第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月15日から同月31日までとする。 (<u>軽自動車税の徴収の方法</u>) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。	<u>定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> (<u>環境性能割の減免</u>) 第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免する。</u> 2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> (<u>種別割の税率</u>) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (<u>種別割の賦課期日及び納期</u>) 第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月15日から同月31日までとする。 (<u>種別割の徴収の方法</u>) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。	【第81条の8の条文の内容】 環境性能割の減免について定めたもの。 【第81条の8の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。 【第82条の条文の内容】 種別割の税率について定めたもの。 【第82条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。 【第83条の条文の内容】 種別割の賦課期日及び納期について定めたもの。 【第83条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。 【第85条の条文の内容】 種別割の徴収の方法について定めたもの。 【第85条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に
--	--	---

(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 (略) (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 (略)	(<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出したものは、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 (略) (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料) 第88条 (略)	に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。 【第87条の条文の内容】 種別割の納税義務者が市長に対して申告又は報告すべき事項及びその期限を定めたもの。 【第87条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改め、申告書の様式を変更するもの。 【第88条の条文の内容】 種別割に係る不申告等に関する過料を定めたもの。
--	---	---

(<u>軽自動車税</u>の減免) 第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害	(<u>種別割</u>の減免) 第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)・(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福	【第88条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。 【第89条の条文の内容】 種別割の減免を定めたもの。 【第89条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。 【第90条の条文の内容】 身体障害者等に対する種別割の減免を定めたもの。 【第90条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。
--	--	---

者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （1）～（6） （略） 3 （略） 4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 （略） 2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第2項ただし書</u>の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した	祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 （1）～（6） （略） 3 （略） 4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 （略） 2 法第445条若しくは第81条の2又は<u>第80条第3項ただし書</u>の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日か	【第91条の条文の内容】 原動機付自転車及び小型特殊自動車について標識を交付することを規定し、その交付する標識をその車体に表示しなければならない
---	---	--

日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

ら15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から

ことを定めるとともに、その手続を規定したもの。

【第91条の改正内容】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「種別割」を「軽自動車税」に改め、条項ズレによる改正を行うもの。

【附則第7条の3の条文の内容】

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について規定したもの。

【附則第7条の3の改正内容】

住宅借入金等特別税額控除の地方税法改正に伴い、削除するもの。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) <u>第7条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）<u>には、法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第34条	<u>控除する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。 <u>第7条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第	【<u>附則第7条の3の2の条文の内容</u>】 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について規定したもの。 【<u>附則第7条の3の2の改正内容</u>】 住宅借入金等特別税額控除の地方税法改正に伴い、所要の改正を行うもの。
---	---	--

の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず</u>、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず</u>、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	【附則第8条の条文の内容】 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について規定したもの。 【附則第8条の改正内容】 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期間の延長を行うもの。 【附則第10条の2の条文の内容】 地方税法附則第15条第2項第1号等の条例（わがまち特例）で定める割合について定めたもの。
--	--	---

4	法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
5	法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6	法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7	法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
8	法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9	法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
10	法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
11	法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12	法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
13	(略)
14	(略)
15	法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ

4	法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
5	法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6	法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7	法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
8	法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9	法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
10	法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
11	法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
12	法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13	法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
14	法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
15	法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
16	(略)
17	(略)
	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ

【附則第10条の2の改正内容】

- ・条項ズレによる改正を行うもの。
- ・改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を3分の1とする規定を新設するもの。

うとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載	うとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～6 (略) 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載	【附則第10条の3の条文の内容】 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもの。 【附則第10条の3の改正内容】 ・条項ズレによる改正を行うもの。 ・改修特別特定建築物の減額の申請に必要な記載内容及び添付する書類を新たに規定するもの。
---	---	--

した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

12・13 (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同

した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12・13 (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、

項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第３項第１号に規定する同法第２条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第３項の条例で定める同法第２条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の２ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

２ 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当

【附則第15条の２の条文の内容】

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めたもの。

【附則第15条の２の改正内容】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。

該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

【附則第15条の3の条文の内容】
軽自動車税の環境性能割の減免の特例について定めたもの。

【附則第15条の3の改正内容】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。

【附則第15条の4の条文の内容】
軽自動車税の環境性能割の申告

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適

納付の特例について定めたもの。

【附則第15条の4の改正内容】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。

【附則第15条の5の条文の内容】

軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について定めたもの。

【附則第15条の5の改正内容】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。

【附則第15条の6の条文の内容】

軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めたもの。

【附則第15条の6の改正内容】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、削除するもの。

【附則第16条の条文の内容】

軽自動車税の種別割の税率の特例について定めたもの。

【附則第16条の改正内容】

軽自動車税環境性能割の廃止に

定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるの

伴い、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに特例措置を2年間延長するもの。

(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略)	は「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略)	【附則第16条の2の条文の内容】 軽自動車税の賦課徴収の特例について定めたもの。 【附則第16条の2の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに所要の改正を行うもの。 【附則第16条の3の条文の内容】 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第16条の3の改正内容】
--	--	--

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の4 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と	地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。 【附則第16条の4の条文の内容】 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第16条の4の改正内容】 地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。
---	--	--

(3)～(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のため	する。 (3)～(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のため	【附則第17条の条文の内容】 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第17条の改正内容】 地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。 【附則第17条の2の条文の内容】 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第17条の2の改正内容】 課税特例の適用期限を「令和8
--	--	--

の譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」	の譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定	年度」から「令和11年度」まで延長するもの。 【附則第18条の条文の内容】 短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第18条の改正内容】 地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。
---	---	---

と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ	による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによ	【附則第19条の条文の内容】 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第19条の改正内容】 地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。 【附則第20条の条文の内容】 先物取引に係る雑所得等に係る
--	--	---

る。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20	る。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中	個人の市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第20条の改正内容】 地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。 【附則第20条の2の条文の内容】 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第20条の2の改正内容】 地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。
---	--	--

条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の	「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の	【附則第20条の3の条文の内容】 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について定めたもの。 【附則第20条の3の改正内容】 地方税法附則5条の4の削除に伴い、条項の整理を行うもの。
---	--	---

額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)	額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 3・4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略)
--	--

附則第4条による改正（南島原市税条例の一部を改正する条例（平成26年南島原市条例第14号）） 新旧対照表

新	旧	解説
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る南島原市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る南島原市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	【第6条の条文の内容】 軽自動車税の種別割の税率の特例について定めたもの。 【第6条の改正内容】 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改めるもの。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 6 日提出

南島原市長 松 本 政 博

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

南島原市長 松 本 政 博

南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南島原市国民健康保険税条例（平成18年南島原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加え、「同項」を「第23条第1項」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、「までに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の南島原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧	解説
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 (略) 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u> (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げ	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 (略) 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げ	【第2条の条文の内容】 国民健康保険税の課税額について規定したもの。 【第2条第2項の改正内容】 基礎課税額に係る課税限度額を67万円に引き上げるもの。 【第2条第3項の改正内容】 字句の整理を行うもの。 【第2条第5項の改正内容】 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円とするもの。 【第5条の2の条文の内容】

る世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 2万3,000円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) (略)

る世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び同項において同じ。）以外の世帯 2万3,000円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) (略)

国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税額に係る世帯別平等割額を規定したもの。

【第5条の2の改正内容】

特定世帯及び特定継続世帯の用語の適用範囲を整理するもの。

【第23条の条文の内容】

低所得者の国民健康保険税の減額について規定したもの。

【第23条の改正内容】

・低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を31万円に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を57万円に引き上げるもの。

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ケ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ケ （略） 2～4 （略）	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ケ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ケ （略） 2～4 （略）	・第2条の改正に伴う字句の整理を行うもの。
---	--	------------------------------